二　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額に、当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式（同条第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額と当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

第十八条の十五第八項の次に次の五項を加える。

9　法第三十七条の十三第五項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項については、その年分の確定申告書の提出の時において明らかであるものに限る。）とする。

一　法第三十七条の十三第一項第一号又は第二号に定める特定株式をその年の翌年中に払込みにより取得をする見込みである旨

二　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合（ロに掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該特定株式を発行する特定中小会社の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

ロ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式に係る新株予約権の行使により当該特定株式を払込みにより同項に規定する取得をする見込みである場合　当該新株予約権を発行する特定中小会社の名称並びに当該新株予約権の取得に要した金額（当該新株予約権をその年の翌年中に取得をする見込みである場合にあつては、取得に要する金額の見込額を含む。）及び行使をする予定年月日

ハ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合（ニに掲げる場合に該当する場合を除く。）　次に掲げる事項

(1)　当該特定株式を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

(2)　既に当該取得に係る認定投資事業有限責任組合に対し出資を行つた場合には、当該認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該出資を行つた金額及び年月日

ニ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式に係る新株予約権（認定投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をしたものに限る。）の行使により当該特定株式を払込みにより同項に規定する取得をする見込みである場合　次に掲げる事項

(1)　当該新株予約権を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該新株予約権の取得に要した金額（当該新株予約権をその年の翌年中に取得をする見込みである場合にあつては、取得に要する金額の見込額を含む。）及び行使をする予定年月日

(2)　既に当該取得に係る認定投資事業有限責任組合に対し出資を行つた場合には、当該認定投資事業有限責任組合の名称並びに当該出資を行つた金額及び年月日

ホ　その年の翌年中に法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる特定株式を払込みにより取得をする見込みである場合　当該特定株式を発行する特定中小会社の名称、当該取得に係る認定少額電子募集取扱業者の名称並びに当該特定株式の取得に要する金額の見込額及び取得予定年月日

三　その他参考となるべき事項

10　法第三十七条の十三第三項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十三第十項の還付請求書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第一号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）。同号において同じ。）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　前号の請求書に係る特定株式控除未済額（法第三十七条の十三第三項に規定する特定株式控除未済額をいう。以下この条において同じ。）が生じた年の前年分の法第三十七条の十三第四項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。）に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税の額

三　法第三十七条の十三第三項の規定の適用を受けようとする特定株式控除未済額

四　第一号の請求書をその提出期限後に提出しようとする場合には、当該請求書がその提出期限までに提出されなかつた事情の詳細

五　その他参考となるべき事項

11　法第三十七条の十三第六項（同条第九項第二号において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。）の規定による還付の請求をする場合における同条第十項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　各相続人等（法第三十七条の十三第九項に規定する相続人等をいう。第四号及び次項において同じ。）の氏名、住所及び個人番号並びに被相続人との続柄

二　法第三十七条の十三第六項の規定の適用を受けようとする特定株式控除未済額

三　法第三十七条の十三第六項の死亡をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及びその死亡の時における住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

四　相続人等が二人以上ある場合には、各相続人等別の還付を受けようとする所得税の額

12　施行令第二十五条の十二第八項ただし書の方法により同項の請求書を提出する場合には、当該請求書には、前項第一号に掲げる事項のうち同条第八項ただし書の規定により氏名を付記する他の相続人等の個人番号は、記載することを要しない。

13　法第三十七条の十三第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　その年中に取得をした施行令第二十五条の十二第二項第一号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受ける場合　特定株式控除未済額の計算に関する明細書（同項に規定する適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額、同号に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額及びその年中に払込みにより取得をした特定株式の銘柄ごとの施行令第二十五条の十二第四項の控除対象特定株式の取得に要した金額の計算に関する明細並びに同条第七項の規定により計算した金額の計算に関する明細の記載があるものに